



川平小ガイド 2022

-安心してお子さんを通わせるための学校生活 Q&A-

Ver. 6 (2022.2 発行)

〒981-0954 仙台市青葉区川平3丁目36番1号
Tel : 022(279)1712 Fax : 022(303)1205

川平児童館 : 279-1884
マイスクール川平 : 279-1719

1. 欠席・遅刻・早退・登下校に関して

Q. 欠席・遅刻・早退させるときはどう連絡したらいいですか？

A. 体調不良や通院、ご家庭の都合などで学校を欠席する場合は、連絡帳に理由を記入し、登校時に兄弟姉妹または近隣の児童に預けてください。また、Faxでも受け付けています。Faxの場合書式は自由ですが、川平小ホームページから送信票を印刷することもできます。Faxや連絡帳が使えない時は、必ず保護者の方が電話連絡をお願いします。電話連絡の場合は、8:00から8:30までの間にお願いします。また、担任ではなく電話口に出た職員に言づけていただいで構いません。連絡がなく、お子さんが学校へ来ていないときは、安否の確認のため、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先に順を追って連絡させていただきます。場合によっては、家庭訪問をする場合もあります。なお、Eメールでの欠席連絡は承っておりません。

遅刻する場合は、欠席と同様です。遅れて登校する場合は、学校まで保護者の方が付き添っていただき、職員玄関左側のインターホンでお知らせください。連絡がなくお子さんが学校へ来ていないときは、安否の確認のため学校から電話連絡をさせていただきます。

早退する場合は、あらかじめ分かっているときは、連絡帳で担任へ連絡をお願いします。緊急時は電話でお知らせ下さい。なお、早退の際は、安全確保の観点から、お子さんをひとりで帰すことはできません。お手数ですが、児童調査票に書かれている引受人の方に確実に引き渡すために職員玄関までお迎えをお願いします。

Q. 親族の告別式に参列したいのですが、欠席になりますか？

A. 児童との続柄により、忌引となる場合があります。忌引は出席停止と同じ扱いとなりますので欠席にはなりません。日数等は続柄や移動距離によりますので、担任にご相談ください。

〈主な忌引きの日数〉

父母死亡の時	7日
祖父母死亡の時	5日
兄弟姉妹死亡の時	4日
伯叔父母・曾祖父母死亡の時	4日

Q. 入院することになり、長い間欠席します。何か手続きなどはありますか？

A. 入院等の理由によって長期欠席し、給食の実施日で7日以上食べない場合は、給食を止める必要があり、給食費の返金が発生しますので、必ず事前に担任へご連絡ください。

Q. 病院でインフルエンザの診断を受けました。欠席にな

りますか？

A. 下記の学校感染症は、「欠席(病欠)」ではなく、法令上「出席停止」扱いとなります。溶連菌感染症等、下記以外の感染症でも、医師の指示により「出席停止」となる場合もあります。「出席停止」の診断を受けたらすぐに学校に連絡して下さい。「出席停止」扱いの感染症が完治し登校する時は、「登校願い」が必要となります。基本的に「登校願い」がなければ登校することができません。「登校願い」は、兄弟または近くの児童に渡します。本校webページからもダウンロードできます。保護者の方が記入し、治癒後、お子さんに持たせて下さい。

〈学校感染症(「登校願い」が必要な病気)〉

インフルエンザ、百日咳、麻しん(はしか)、風しん
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 その他医師の指示によるもの

なお、ノロウイルスやロタウイルスによる感染性胃腸炎にかかった場合は、教育委員会からの指導により、2週間は給食当番ができませんのでご了承下さい。



また、新型コロナウイルス感染症対策として、発熱等かぜ様の症状がある場合も出席停止になります。

Q. 仕事で朝早く出なければなりません。子供を早めに登校させてもいいですか？

A. 児童用昇降口は、年間を通じて天候を問わず8:00に開錠しています。その時間までに出勤している職員の数は限られるため、それ以上早く校舎に入れることは安全上できません。こうした事情をご理解の上、お子さんを登校させていただきますようお願いいたします。

Q. 新型コロナウイルス感染の疑いがあるときは、どのように対応したらよいですか？

A. お子さんがPCR検査の対象となった場合は、保健所の指示の従い、検査にご協力いただきますようお願いいたします。また、ご家族やお子さんが濃厚接触者となった場合や、PCR検査を受検することになった場合は、速やかに学校までご連絡ください。検査結果が出るまでの間は出席停止となります。

Q. 川平小の下校時刻について教えてください。

A. 川平小学校では、最終授業終了時刻から20分前後で学年一斉に下校させる(=教室を出る)ことを原則としています。その後校庭で遊んでいた場合でも、11月から2月は16:10に、3月から10月は16:30には下校させています。感染症流行の時期や放課後に会議が入る場合は、児童の安全管理の観点から、校庭では遊ばせず、一斉下校としています。帰宅後遊びに出かけても、家に帰る(入る)のは、遅くとも17:00(11月~2月は16:30)までです。また、子供たちだけで学区外に出ることも禁じています。

なお、学校では「下校時はまっすぐ家に帰り、出かけるときには家にランドセルを置いてから行き先を残して出かけること」と指導しています。この約束を各ご家庭でも確認していただき、遊びに行く際は、行き先を話したり、書き残したりするといった約束事をご家庭の中で決めておいて下さい。

2.電話対応の時間に関して

Q. 学校の電話がつながる時間帯を教えてください。

A. 学校の職員に直接電話がつながる時間帯は、以下のとおりです。

学校のある平日	8:00~18:30
長期休業日	8:30~17:00

上記以外の時間帯については、自動音声案内対応となります。

3.緊急時の対応に関して

Q. 災害発生や緊急時の対応を教えてください。

A. 警戒宣言(地震)の発令や火事・風水害(大雪)などの災害は、いつ起こるか分かりません。日頃から緊急時の対応についてご家族で十分に話し合い、確認しておいて下さい。

川平小学校には学級毎の「電話連絡網」はありません。学校からの緊急時の連絡は、まずは、一斉配信メールにより連絡します。機種変更等でメールアドレスや電話番号を変更した場合は、速やかに担任まで連絡ください。

なお、不審者等の情報についても、随時、学校からお知らせしていきますので、必ずメール登録をお願いいたします。

以下の場合には学校へ迎えに来ていただき、保護者への直接引渡しを行います。

- 市内で震度5強以上の地震発生
- 学校侵入傷害事件発生
- 学区内及び近隣で殺傷等の重大事件発生
(犯人未拘束の場合)
- 台風等で下校が困難な場合



Q. 自家用車で学校に行くことはできますか？

A. 児童の事故防止と校地の広さの関係から、自家用車でのご来校(乗り入れ)は、特別な場合を除き、基本的に「ご遠慮」いただいています。事情があり、お子さんを送迎する場合も、校地内に車で入ることはできません。送迎のため、校地周辺に停めて待機する場合も、校門から離れて停めるなど、児童の事故防止に十分にご留意下さい。

なお、学校行事の際などに、近隣の商店や施設から「違法駐車」の連絡が入る場合があります。本校の教育活動が地域のご迷惑とならないよう、マナーを守ってご来校いただきますようにご理解とご協力をお願いいたします。



Q. 学校から「お子さんが体調を崩した(けがをした)」との連絡がありました。どうすればいいですか？

A. 子供たちが体調を崩したりけがをした場合は、まず保健室で容体を観察します。その上で、受診や自宅での静養が必要であると判断した場合は、その旨を保護者の方に連絡させていただきますので、原則としてお迎えをお願いします。その際は自家用車で迎えに来ていただいて構いません。校地内駐車場をご利用下さい。

電話連絡は、児童調査票に記載していただいた緊急連絡先に、順を追っていたします。

緊急の場合には、学校の判断で、タクシーまたは救急車で病院へ搬送する場合があります。その際は、後からでも構いませんので、保険証を持って、慌てずに病院へいらしてください。



Q. 「学校でけがをしたら保険が適用される」と聞きました。こういった手続きでしょうか？

A. 学校管理下の事故による災害(けが等)で、初診から治ゆまでにかかった費用(医療費総額)が総計5000円以上のものについては、日本スポーツ振興センターに災害給付申請を行うことができます。掛け金(児童ひとりにつき460円)は、加入に同意された方のみ、同意書を提出いただき、集金計画に従って口座から引き落とししております。

給付の申請は、学校を通して行いますが、申請に使用する書類は、通院の際、保護者から病院に申告して書いていただけます。ただし、給付事由が生じた日から2年間給付申請を行わないと、災害給付を受ける権利が時効により消滅します。災害給付制度について不明な点があるときは、保健室の養護教諭(279-1712)までお問い合わせください。

なお、管理下外の事故の場合、保護者の方も含め、「仙台市PTA協議会障害補償制度」の適用を受けられる場合があります。この掛け金(一家庭1000円)は、PTA会費と一緒に引き落とししております。保障の申請やこの制度に関する問い合わせは、PTA総会資料でお示しする内容をご確認の上、学校の教頭までご連絡ください。

4.学習用具や持ち物に関して

Q. 学校で使う文房具はどんなものを選んだらいいですか？

A. 川平小学校では、児童がより集中できる学習環境の整備と学力向上を目指して、文房具の目安を決めています。以下の目安に沿って、文房具品の準備をお願いします。準備が難しい場合は、担任までご相談下さい。また、購入した教材・教具、あるいは、教科書等には必ず記名をしていただくとともに、万が一紛失(破損)した場合は、まず担任までご相談下さい。

筆入れ

- ・筆入れは、全学年「箱形」を基本とします。
- ・上学年はポーチ型でも構いませんが、極端な飾りが付いていたり、キャラクターが目立っていたりするものは不可です。
- ・缶ペンケースタイプのもは不可です。

下敷き

- ・雑誌の付録等ではない、シンプルなもの各自必ず持たせてください。

鉛筆

- ・しっかり削った鉛筆を5本持たせて下さい。濃さは2BまたはBを推奨します。
- ・シャープペンシルの使用は不可です。
- ・バトル鉛筆や飾り(チャーム)が付いているものは不可です。

消しゴム

- ・色やにおいの無い、白くて四角いよく消えるものを持たせて下さい。
- ・消しゴム自体にも記名をお願いします。

赤鉛筆

- ・1年生は赤鉛筆のみ持たせて下さい。



- ・2年生以上は赤鉛筆と青鉛筆を持たせてください。
- ・4年生以上は赤ボールペン・青ボールペンを使っても構いません。

ネームペン(油性)

- ・1年生は一括購入で揃えます。
- ・2年生以上は各自1本持たせてください。

マーカー(蛍光ペン)

- ・基本的に持たせません。
- ・必要があれば、各学年から連絡し持たせます。

定規・コンパス・分度器

- ・直定規は1年生で一括購入します。
- ・2年生以上は15cm程度のものを各自持たせてください。キャラクターや色が付いていたり、折り曲げたりできるタイプは不可です。
- ・三角定規は2年生で一括購入します。
- ・コンパスは、3年生で一括購入します。
- ・分度器は、4年生で一括購入します。
- ・三角定規、コンパス、分度器は学校で管理します。

ノート

- ・各学年、教科毎にマス目の大きさや数、行数等を指定して使わせています。詳しくは、担任までお問い合わせ下さい。

その他の学習用具

- ・鍵盤ハーモニカや書道セット、裁縫セットなど、各学年で必要となる教材・教具は、その都度、使う時期が来たら各学年で紹介・斡旋いたします。

Q. 体育着や上靴は指定のものはありますか？

A. **体育着**は推奨のものがありません。みやぎ生協桜ヶ丘店とランチ店で取り扱っておりますので購入をお願いいたします。転入した場合などはサイズ変更で買い換えるまで前の学校のもので構いません。

上靴の指定はありません。子供たちの多くは、いわゆる「バレージューズ」をはいています。

水着も指定はありません。みやぎ生協桜ヶ丘店で標準的なものを取り扱っておりますので、準備の参考にして下さい。キャップは学年毎に色の指定があり、6年間その色を使います。



〈令和4年度の各学年の水泳帽の色〉					
1年：緑	2年：黄	3年：赤			
4年：オレンジ	5年：青	6年：ピンク			

名札は、防犯上の理由から、平成27年度から全員「回転式」のタイプになりました。職員室で販売いたしております。値段は150円(税込み)です。なお、基本的に下校時には名札を外して教室に置き、次の日、登校後付けることとなります。

Q. 教室に忘れ物をしてしまいました。取りに行かせてもいいですか？

A. 放課後、児童が忘れ物を取りに来校することは、来校するのが遅い時間になることや行き帰りの危険防止の観点から、基本的にさせていません。どうしてもやむを得ない場合は、17:00までに保護者の方が付き添った上でお願いします。来校の際は、職員玄関左脇のインターホンで用件を告げ、職員と一緒に教室に入るようお話しください。マイスクール児童館の入口を利用して校内に入ることはできません。土日祝祭日など、学校が開閉しているときは、対応できません。

なお、登校時に忘れ物に気付き、途中から家に戻ることも大変危険です。学校では「登校途中に家に戻ることはしない」と子供たちに指導していますのでご理解をお願いいたします。

Q. 校内で落とし物をしてしまいました。どこに聞けばいいですか。

A. 校内及び校地内で拾った落とし物は、職員室に届いています。記名があれば持ち主に渡し、記名が無い場合は職員室で預かっていきます。落とし物をしたときは、まずは職員室(279-1712)にお問い合わせください。

なお、授業参観の機会を利用して、北昇降口に落とし物の展示を行っています。もしその中にお子さんの持ち物があつた時は、職員室にお声掛けの上、お持ち帰りください。

保管スペースの都合上、展示後は全て廃棄させていただきますので、ご了承ください。



5.給食に関して

Q. 川平小学校の給食は、どこで作っているのですか？

A. 川平小学校では、校内の給食室で約550食の給食を作っています。毎日のメニューも、他校に誇れるバラエティーに富んだ内容としております。ぜひ川小ブログで本校の給食メニューをご覧ください。

給食費は仙台市が口座振替により徴収させていただいています。なお、給食費の全額援助を含む「就学援助」の相談・申請は、随時受け付けておりますので、本校事務室(279-1712)までお気軽にお問い合わせ下さい。

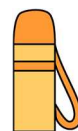


Q. 食物アレルギーがあります。給食の対応を教えてください。

A. アレルギーで食べられない食材がある場合は、その内容を把握する必要があります。まずは担任に連絡をしてください。養護教諭や栄養教諭を交えて保護者の方と学校で面談を行い、給食の対応について相談させていただきます。

Q. 水筒を持っていくことはできますか。

A. 川平小では、熱中症予防等のために、水分補給が必要と思われる日は、ご家庭の判断で水筒を持参してもよいことになっています。中身は、水かお茶にしてください。水筒の置き場所や管理については、担任の指示のもと、自分で管理させています。また、学校で水筒の水を飲むときは、担任の指示に従い、勝手に飲まないことや、登下校中に飲みながら歩いたりすることのないようにマナーや安全に気を付けて飲むように指導しています。衛生面での注意も含め、ご家庭でもお声掛け下さい。



6.教育相談に関して

Q. 子供や家庭のことで相談したいことがあります。

A. 担任への連絡や相談があるときは、まずは連絡帳でお願いします。緊急時は、お電話でも構いません。面談の希望等があれば、遠慮無くお申し出下さい。なお、担任への連絡や相談のお電話は、授業時間や勤務時間の関係上、できるだけ16:00から17:00までの間をお願いします。担任以外であれば、8:30から17:00までの間、随時受け付けております。なお、出張等で不在の場合もありますので、その際は後ほどお返事いたします。

保護者の方からの相談については、担任の他に以下の職員も対応しております。()内は令和3年度の勤務日・時間です。

- ・教 頭
- ・養護教諭
- ・教育相談担当教諭



・いじめ対策担当教諭 ・スクールカウンセラー(毎週火 9:15-17:00)

児童からの相談については、担任の他に、以下の職員も対応しております。

・養護教諭 ・さわやか相談員(毎週月水金 9:30-12:30)

・スクールカウンセラー(毎週火 9:15-17:00)

Q. 子供が「友達にいじめられた」と言っています。心配です。どうしたらいいでしょうか。

A. 相手のあるけがやいじめ等、子供に関するトラブルについては、「事実を確認すること」を第一に対応を進めています。まずは担任、あるいは、前Qで紹介した職員にご相談ください。子供たちや保護者の方からそのような訴えや連絡があったときは、担任や学年スタッフ、いじめ対策担当教諭等が、被害を訴えた子→関わっているとされた子→周りにいた子の順で聞き取りを行い、事実関係を把握します。その後、把握した内容について付き合い合わせながら、再度子供たちに確認を行っていきます。さらに、把握した内容は聞き取りを行った児童の保護者にも、報告・説明していくことを基本としています。心配な事案については、その後も継続して様子を見ながら、再発防止に努めます。

子供たちに聞き取りを行う中で、話の内容に食い違いが生じる場合もあります。その場合は、その食い違いを含めて、学校で把握した内容を随時報告しておりますのでご理解下さい。

解決までに時間を要する場合もありますが、子供たちのより良い人間関係作りのために、今後も丁寧な対応と指導を心掛けていきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

また、学校ホームページには「いじめ対策基本方針」が掲載されています。こちらもご覧ください。

7. 個人情報の管理に関して

Q. 勤務先が変わりました。学校に知らせる必要はありますか？

A. 年度当初に書いていただいた「児童調査票」の記入内容に変更があったときは、必ず、担任を通してお知らせください。こちらで追記し変更いたします。特に、緊急の連絡にかかわる自宅や携帯、勤務先等の電話番号やメールアドレスは重要です。

Q. 友達の家に連絡したいので電話番号を教えてください。どうしたらいいでしょうか？



A. 電話番号をはじめ、児童の個人情報に関しては、慎重かつ厳重に取り扱っております。本人(保護者)の同意が無い限り、学校から教えることはできませんのでご了承下さい。

Q. 携帯電話を持たせることはできますか？

A. 本校では、原則として、児童の校内への「携帯電話(スマホを含む)の持ち込み」は禁止しています。お子さんに携帯電話を持たせる場合には、まず、事故防止の観点から、各ご家庭でルールなどをしっかり決めた上で持たせて下さい。その上で、保護者の方が校内への持ち込みが必要と判断された場合は、理由を詳しく書いた「持ち込み申請書」を提出していただきます。申請書は年度ごとに提出が必要です。校内で申請理由等を精査の上、校長が許可をした場合のみ持ち込み可とします。万が一、「申請書」にある「誓約」内容を守っていただけない場合は、許可を取り消すこともありますのでご了承下さい。また、持ち込まれた携帯電話の破損や紛失については、学校は責任を負うことはできませんのでご理解下さい。

8. 転出・転入・学区変更に関して

Q. 引っ越すことになりました。どのような手続きが必要ですか？(転出の手続き)

A. 以下の手順で手続きを行って下さい。

1. 転校が決まったら、まずは担任へご連絡ください。所定の「転出届」を担任よりお渡しします。最終登校日、転居先、転校する学校が決まり次第、「転出届」にご記入、ご提出ください。
2. 転校先の学校へ早めに電話連絡をお願いします。その際は、「手続きのための来校日、登校開始日、学年、児童氏名、生年月日、保護者氏名、新住所、現住所、現学校名、連絡先(携帯など)」を相手校にお伝えください。
3. 川平小での最終登校日に、「在学証明書、転学児童用教科用図書給与証明書、児童名ゴム印(通称「3点セット」)をお受け取りください。給食費や教材費等の精算(返金)をする場合は事前にお伝えします。念のため、ご来校の際は、印鑑の準備をお願いいたします。
4. 上記「3点セット」と、市役所等で住所変更をした際に発行される「就学通知書」を持って、転校先の学校で手続きをしてください。原則「就学通知書」がなければ転入手続きをすることができません。詳細は転校先の学校にお問い合わせください。

なお、川平小で使用していた教科書、教材、学用品等は絶対に処分しないでください。転校先でも継続して使用することがあります。同じ教科書の場合、紛失すると再給付されず、自己負担で購入することになりますのでご注意ください。

また、夏休み中や冬休み中に転出が決まった場合も、速やかに学校までご連絡下さい。

Q. 他学区より川平小の学区へ引っ越します。どのような手続きが必要ですか？(転入の手続き)

A. 上記「転出の手続き」を参考にしてください。川平小での手続きも同じです。まずは、電話でご一報いただき、手続きのための来校日を決めた上で、「就学通知書」他必要書類を持ってご来校ください。

Q. 学区外に引っ越しをするのですが、そのまま川平小へ通うことはできますか？

A. お子さんが就学する市立の小・中学校については、教育委員会によって住所による通学区域に基づき指定しています。基本的には指定された学校への就学となりますが、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な方につきましては、教育委員会の許可により、指定された学校以外の小・中学校への通学(指定学校変更)が認められる場合があります。この指定学校変更の許可基準は、仙台市教育委員会のwebページにも掲載されておりますのでご参照下さい。また、指定学区の変更を希望される場合は、仙台市教育局総務企画部学事課奨学調整係(214-8860)にお問い合わせ下さい。

Copyright © 2022 仙台市立川平小学校. All Rights Reserved.

(本ガイドのカラー版を学校 web 上に掲載しております)

